

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成24年6月7日条例第3号)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、市税条例の規定整備を行いました。

個人の市民税において、年金所得者に係る申告手続の簡素化等に伴い、必要な制度改正を行っています。

(改正事項)

1 個人の市民税

(1) 年金所得者に係る申告手続の簡素化

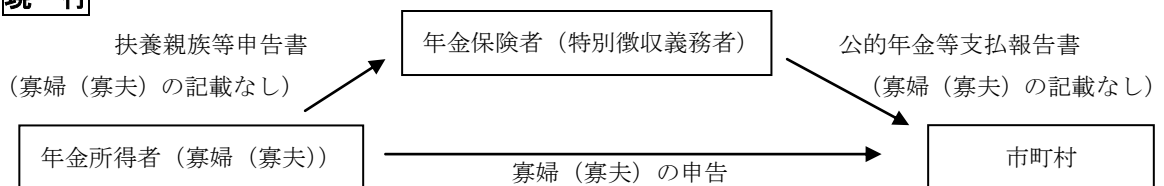
公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（以下「年金所得者」という。）が寡婦（寡夫）控除（注）を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとする。

（注） 「寡婦（寡夫）控除」とは、配偶者と死別、離婚後、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定の要件を満たすものに対する所得控除をいう。

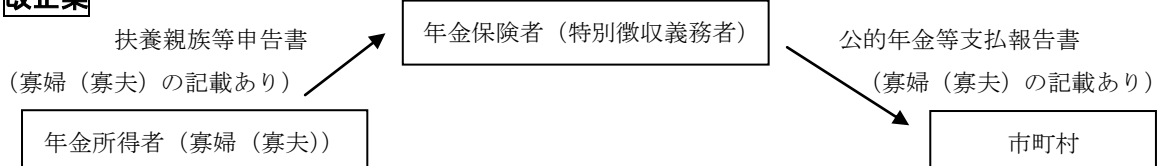
【参考】年金所得者のうち寡婦（寡夫）控除の適用を受けようとする者の申告手続

区分	現 行	改正案
申告 手続	年金所得者が、年金保険者に対して提出する扶養親族等申告書に、「寡婦（寡夫）」について記載する欄がないため、別途、市町村に対して寡婦（寡夫）の申告を行う。	年金所得者が、年金保険者に対して提出する扶養親族等申告書と、年金保険者が市町村に対して提出する公的年金等支払報告書に、「寡婦（寡夫）」の記載が追加され、年金保険者を通じて市町村に報告されるため、年金所得者が市町村に対して寡婦（寡夫）の申告を行う必要はない。

現 行



改正案



(2) 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設

所得税における給与所得及び公的年金等に係る源泉徴収票について、インターネットを利用したシステム（注1）又は光ディスク等（注2）により提出する義務を有することとなる者に対して、個人の市民税における給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、イン

ターネットを利用したシステム又は光ディスク等による提出を義務付けることとする。

(注1) 国税における手続については「e-Tax」、地方税における手続については、「eLTax」をいう。

(注2) 「光ディスク等」とは、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクをいう。

【参考】給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設

対 象	所得税における給与所得及び公的年金等に係る源泉徴収票について、インターネットを利用したシステム又は光ディスク等により提出する義務を有することとなる者（以下「対象者」という。） ※ 対象者は、基準年（前々年）の提出枚数が1,000枚以上である者
提出方法	対象者は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書について、インターネットを利用したシステム又は光ディスク等により提出しなければならない。
適用時期	平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用

(3) 個人の市民税の均等割の税率の引上げ

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策（①橋りょうの耐震補強・修繕，②学校や防災活動拠点等の耐震化促進，③避難所運営に必要な大規模災害用備蓄物資等の充実，④要援護者避難支援事業，⑤福祉避難所運営支援事業）に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率（現行3,000円）を500円引き上げることとする。

【参考】地方税法における個人住民税の均等割の標準税率（注）の引上げの概要

平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の標準税率が次のように引き上げられた。

区 分	現 行	改 正 案
標 準 税 率	4,000 円 (都道府県民税) 1,000 円 (市町村民税) 3,000 円	5,000 円 (都道府県民税) 1,500 円 (市町村民税) 3,500 円

(注) 地方団体が課税する際に通常よるべき税率で、その財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいう。

2 固定資産税

○ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入

現行は4分の3と地方税法に定められている下水道除害施設（注）に係る課税標準の特例割合について、平成24年度税制改正において、4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において条例で定めるとされたことに伴い、本市における特例割合を4分の3と定めることとする。

(注) 「下水道除害施設」とは、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷させる恐れのある下水を、一定基準以下の水質にして下水道に流すことができるようにするため、有害物質を除去する施設をいう。

3 その他

その他必要な規定の整備を行う。

4 施行期日

- (1) 上記 2(1)ア, イ及び(3)の改正
平成 26 年 1 月 1 日
- (2) 上記 2(1)ウ及び 2(2)の改正
公布の日